

京都府
与謝野町

空き家バンクに物件登録いただくと
登録奨励金 5万円
を支給します ※1物件につき1回

空き家バンクに 登録しませんか

～住んでいない・使っていない空き家を有効活用しませんか～

困って
いませんか？

- ・与謝野町内に誰も住んでいない空き家を持っている…
- ・空き家の管理が大変なので処分したい…
- ・今後使うかもしれないので誰かに貸したい…
- ・使う予定がない…

空き家バンクに
登録しませんか？

ポイント

- ・移住者向けのポータルサイトで物件を紹介します。
- ・空き家バンクへの登録に費用はかかりません。
- ・不動産業者が仲介するので契約手続きは安心です。

メリット

- ・空き家バンク登録奨励金として1物件5万円を交付します。
- ・移住促進特別区域※の物件なら家財撤去費用として最大10万円を補助します。
- ・売買できれば、経済的な負担が軽減されます。
(建物の維持管理費、固定資産税等)
- ・物件の売買(賃貸)については移住者向けの支援メニューがあるので、売れやすく(貸しやすく)なります。

※与謝野町内の移住促進特別区域：与謝小学校地区、桑飼地区、岩屋地区 (R6.4.1現在)

お問い合わせ よさの移住・定住サポート総合窓口 (与謝野町産業観光課内)

☎0772-43-9012 ☒sangyokanko@town.yosano.lg.jp

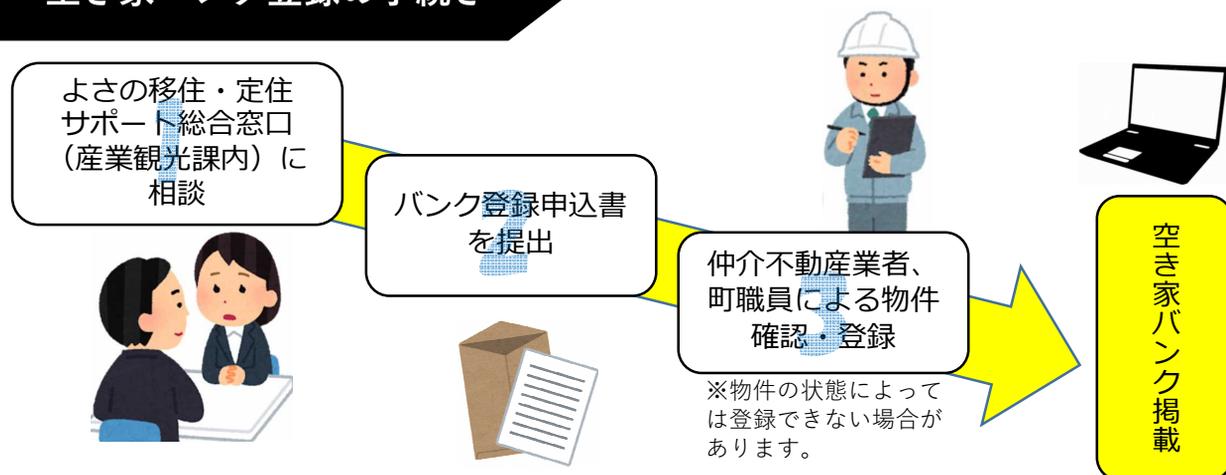
空き家バンクとは？

町内の空き家の**売買・賃貸**を希望する空き家所有者から受けた情報を町が登録し、インターネットや町の窓口を通して、空き家の利用を希望する方に情報提供し、マッチングを図る制度です。

与謝野町は直接、売買や賃貸借の契約等には関与しませんが、登録された空き家の媒介契約は、町と連携する仲介不動産業者が行いますので、安心してご利用いただけます。

※空き家バンクへの登録は無料ですが、売買・賃貸の媒介契約時には、仲介不動産業者へ支払う仲介手数料が発生します。

空き家バンク登録の手続き



※市町村によって登録手続きが異なるので、詳しくはよさの移住・定住サポート総合窓口（与謝野町産業観光課内）にご相談ください。

よくあるご質問

Q 相続登記が完了しておらず、空き家の土地と建物の名義が自分名義になっていないけど登録はできますか。

A 原則として、登録する物件の土地・建物の登記簿名義人は、申込者と同一である必要があります。お手数ですが登記変更の手続きを完了させてから登録申請をお願いします。

Q どのような物件でも登録することは可能ですか。

A 登録を希望される物件を町職員と仲介不動産業者で確認し、判断させていただきます。修繕が必要な場合であっても、移住者が補助金を活用し修繕することもできます。

登録物件一覧

空き家バンクに登録した物件は、京都府北部7市町の移住定住ポータルサイト「たんたんターン」に掲載されています。

たんたんターン
登録物件は
コチラ

